

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

令和2年12月18日

生駒市監査委員 東 良 徳 一
生駒市監査委員 平松 亜 矢 子
生駒市監査委員 白 本 和 久

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

令和2年10月20日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件監査請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の対象行為

生駒市長が、市の施設の電力調達についていこま市民パワー株式会社（以下「いこま市民パワー」という。）と随意契約を締結し、同社に対して令和元年10月21日から令和2年9月9日までの間に電気料金を支出したこと。

2 請求対象行為が違法又は不当であることの理由

（1）公共施設の電力供給をいこま市民パワーと随意契約するに至った経緯

生駒市は、平成29年7月18日、①「事業で得た収益を原則として株主に配当せず、生駒市民の生活利便性の向上や生駒市地域の活性化を図るために用いる」、②「新規の再生可能エネルギー電源の開発及び調達に積極的に取り組むことにより、生駒市地域の再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進する」ことを基本理念として、地域エネルギー会社であるいこま市民パワーを設立した。出資者及びそれぞれの出資割合、出資額は、以下のとおりであり、代表取締役は、生駒市長小紫雅史である。

生駒市：765万円（51%）

大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」という。）：510万円（34%）

生駒商工会議所：90万円（6%）

株式会社南都銀行（以下「南都銀行」という。）：75万円（5%）

一般社団法人市民エネルギー生駒（以下「市民エネルギー生駒」という。）：60万円（4%）

生駒市は、いこま市民パワーの設立に先立ち、平成29年7月7日、出資者5者間で「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する株主間協定書」（以下「株主間協定」という。）及び協定期間を平成30年3月31日までとする「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する年度協定書」（以下「平成29年度年度協定」という。）を締結した。株主間協定には「生駒市は、所管する施設の電力の調達及び供給を新会社に対して行う」（第7条）ことが、平成29年度年度協定には「新会社は、平成29年度に生駒市の市有施設に対して電力供給を行う」（第5条）ことが規定されている。また、平成30年11月30日には協定期間を平成31年3月31日までとする「いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」を、平成31年3月29日には協定期間を平成32年3月31日までとする「いこま市民パワー株式会社に関する年度協定書」を締結している。生駒市はこれらの協定に基づき平成29年11月30日から順次いこま市民パワーと随意契約を締結し、一年ごとに更新しながら同社から電力を購入している。ただし、令和2年度は未だ年度協定が締結されておらず空白期間が生じている。なお、電力供給契約は内容に変更がない限り一年ごとに同一条件で更新されるが、対象行為期間中における料金改定は、令和元年10月の消費税の引き上げに係るもの以外にはない。

（2）随意契約理由

公共施設等に係る電気供給契約の起案書に添付された「随意契約理由書」には、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとされている。

また、「随意契約理由書」の付属書類『「いこま市民パワー株式会社」からの電力調達契約における随意契約理由』には、「生駒市随意契約ガイドライン」の「B-3 市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものと契約を必要とする場合」に該当するとし、同じく付属書類『「いこま市民パワー株式会社」との間における電力調達及び売電に関する指針』では、「本市の公共施設に係る電力の調達及び再生可能エネルギー等により発電した電力の売却については、いこま市民パワー株式会社と契約を締結することを原則とする」ことを基本方針としている。

（3）市公共施設の電力供給契約の経緯

かつて生駒市ではすべての公共施設の電力供給契約を一般電気事業者である関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）と締結していたが、平成26年10月1日に、庁舎を含む10施設と市立小・中学校20施設への電力供給を一般競争入札に変更した結果、特定規模電気事業者（PPS）が落札し、年々契約価格を下げてきた。また、生駒市は、平成28年4月に施行された改正電気事業法による電力の自由化を受けて、同年12月1日には、生駒市随意契約ガイドラインを改正し、施行令第167条の2第1項第2号の随意契約理由（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）から、電気の供給を受ける契約及び電気通信等の役務の提供を受ける契約を除外している。

(4) いこま市民パワー設立の過程における随意契約についての生駒市の認識

生駒市における地域新電力会社の設立については、環境基本計画(平成21年3月策定)や生駒市地球温暖化対策実行計画(平成24年2月策定)に記載はなく、平成25年10月に、内閣府が選定する環境モデル都市に生駒市が応募するに当たり突如として出てきた構想であった。

しかし、その後に策定された生駒市エネルギービジョン(平成26年3月策定)及び第5次生駒市総合計画後期基本計画(平成26年6月策定)にも地域新電力会社構想は触れられておらず、一方では、前述のとおり電力調達につき入札を実施している。

当構想の具体化に向けた検討が表面化したのは、環境モデル都市アクションプラン(平成27年1月策定)においてであった。その検討は、市民にも市議会にもその設置自体を知らされていなかった「生駒市地域公社型スマートコミュニティサービス事業化検討委員会」において検討され、同委員会の第3回会議(平成28年2月10日開催)において、オブザーバーからの「市の施設は公社から電気を購入することだが、随意契約になるのか。基本的には一般競争入札になると思うが、どのような整理をしているのか。」との質問に、事務局(生駒市)は、「今現在は電気使用料金の観点で入札を行っており、庁舎管理担当からも懸念を受けているところである。事業計画でも示しているとおり、一般電気事業者よりも低い料金になると考えている。他のPPS事業者も含めてすべての中で最低価格となるかどうかは分からないが、地域貢献の観点も含めて公社との契約を前提に進めていきたいと考えている」と回答している。

生駒市は、電力供給契約は一般競争入札が原則と認識し、入札にすればより低廉な価格で需給できることを認識していたにも関わらず、それと矛盾する協定を締結し、随意契約によりいこま市民パワーから電力を購入した。

また、これらの協定締結後の平成29年9月生駒市議会定例会における一般質問に対する答弁の中で、当時の担当部長は、「これは価格の競争ですから随契理由にはならないんですけども、先ほど言いましたように、著しく高い金額では絶対にございませぬ。一定金額、関電さんよりはお安い金額。競争すると負けるかもしれませんが、今の価格がそのままというわけではございませぬ。」と当該契約が随意契約理由には当たらない旨の答弁をした。その後、平成29年10月に、生駒市長から生駒市入札監視委員会に契約の妥当性について諮問しており、同委員会に諮問していること自体が、当該契約を随意契約とすることに一点の疑義もなく正当性を主張するわけにはいかないということを自認しているものといえる。

(5) 請求の対象行為の違法性、不当性

生駒市は、いこま市民パワーが再生可能エネルギーの普及拡大による低炭素まちづくりの推進、地域経済の持続可能な発展、雇用の増加という市の政策に位置づけられ、同社と随意契約を締結することは、生駒市随意契約ガイドラインの「B-3」(市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものと契約を必要とする場合)に該当するとして正当性を主張しているが、当該規定は、その事業者でしか事業を実施できない場合に例外的に締結するものであって、市の政策目的に適う事業を行う事業者は、競争もなく無条件に優先的独占的に調達を保証するものではない。公共施設への電力

供給は、一定量の供給を可能とする電気事業者であれば、滞りなく業務を達成できる性質のものであり、電力供給契約の相手方をいこま市民パワーに限定する必要などない。

生駒市長は、上記のとおり平成29年10月に生駒市入札監視委員会に対して契約の妥当性について諮問している。それに対する答申では、「生駒市は、契約価格の合理性を継続的に確保するため、常に電気料金の市場価格を把握し、市民パワーの料金が市場価格を上回る場合には、速やかにその価格以下となるようすべきであり、それが不可能な場合には市民パワーとの契約を解除し一般競争入札による電力調達先の決定も選択肢とすべきである」との踏み込んだ言及があったが、生駒市長は「市場価格」について一般電気事業者の関西電力が一般に公開している標準価格が「市場価格」であるとの詭弁を弄し随意契約を続けている。しかし、当該答申にある「市場価格」とは、近隣自治体が一般競争入札により契約している価格あるいは各電力事業者の応札価格の平均価格ととらえるべきである。

また、生駒市契約規則第17条第1項には、「随意契約によろうとするときは」「予定価格を定め、なるべく2名以上の者から見積書を徴するものとする」とあり、それに基づく生駒市随意契約ガイドライン第2には、30万円を超える契約金額の場合には3者以上の見積書を徴取することが定められているにもかかわらず見積書を徴していない。

(6) いこま市民パワーの政策達成の可能性

前述の生駒市地域公社型スマートコミュニティサービス事業化検討委員会の報告書であり、かつ平成28年6月に地域新電力会社のパートナー事業者を公募した際の参考資料として添付された「生駒市地域新電力事業計画書(案)」によると、会社設立1年目から地産地消率は20%になるということが示されている。また、供給電力量は事業計画書案では、供給開始から3年目の平成30年度では18,000,000kWhの供給予定になっている。しかし、実際には、令和元年度におけるいこま市民パワーの総供給量は26,616,438kWhで、その96.60%(平成30年度は97.66%)が生駒市の公共施設への電力供給であり、調達電力の地産率も3.30%にとどまっている。これは、政策を後回しにしていこま市民パワーの利益をあげることを優先した結果といえる。なお、このコミュニティサービス事業は、生駒市が実施する場合は生駒市議会の予算審査が必要だが、いこま市民パワーが実施すれば、代表取締役の恣意で事業も事業者も選ぶことができる。

さらに、いこま市民パワーの利益は市民のためのコミュニティサービス事業で還元するという触れ込みであったが、令和元年度の純利益11,043,358円のうち、市民に還元された額は、平成31年1月から導入している「登下校見守りサービス」の平成31年度小学校新入生の希望者を対象とした補助211,667円であり、利益還元率は1.9%(平成30年度は2.3%)にすぎない。

上述の現状から当契約は、生駒市長自らが代表取締役を務めるいこま市民パワーの経営上の便宜を図るため、自らの専権事項である株主間協定の締結において「政策目的に適用」と称して随意契約理由を恣意的に拡大解釈し、自治法第2条第14項の規定に背く違法な契約と言わざるを得ない。

3 生駒市に与えた損害

平成31年度中に周辺自治体で実施された公共施設への電力供給契約に係る入札結果では、予定価格の54.1%~76.92%で落札されており、落札率の加重平均は64.4%になる。落札事業者も一般電気事業者の関西電力、中部電力株式会社から特定規模電気事業者(PPS)の株式会社F-Power、奈良電力株式会社、エネサーブ株式会社などさまざまであり、一般電気事業者だけが優位に立つという傾向は認められない。

生駒市がいこま市民パワーと随意契約している施設の電力量を、関西電力の標準的な料金プランのいくらに相当するか試算した結果、高压契約で関西電力の標準価格の約91.8%、低压契約では、いこま市民パワーが令和2年9月から一般家庭向けに開始した電力販売価格でさえ、使用量450kW/月の場合、関西電力比-1.6%で販売しているにも関わらず、生駒市との契約は関西電力の標準価格と全く変わらない。ただし、令和2年9月4日の生駒市議会において、令和元年度については関西電力の5%引きで電力供給しているとの答弁が地域活力創生部長からあった。

生駒市が平成31年10月21日から令和元年9月9日までの間にいこま市民パワーに支払った電気料金と、関西電力の標準価格に上記の他市の落札率加重平均64.4%を乗じた価格との差額77,488,157円が、生駒市が入札していれば節減できた費用、すなわち市民が不当に支払わされたコストであり、標準価格の5%引きでの購入を燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金も含めての全支払額に対して適用すると、99,812,193円(別表1)が損失額となる。

4 監査結果に対する生駒市長の対応

請求人は、平成30年11月29日及び令和元年11月1日の二度にわたり、本件監査請求と同趣旨の監査請求書を提出した。平成30年11月29日の請求(以下「第1回請求」という。)では、措置請求は棄却になったが、補足意見として、①「生駒市は、いこま市民パワーが販売する電力量・契約数、地産地消率、再生可能エネルギー導入率、収支計画などの具体的な指標や数値目標を定めた中長期的なロードマップを作成し、市民や市議会に情報提供すべき」、②「大阪ガスからの購入価格は、いこま市民パワーが生駒市に販売している電力価格の妥当性を検証するために必要な情報であり、関係当事者と協議のうえ開示すべき」、③「市民が政策の妥当性を検証し政策の遂行を支持するかどうかを判断するためには、施策の具体的内容と実現可能性を行政が示すとともに、生駒市が負担するコストを示すことが必須」とされた。令和元年11月1日の請求(以下「第2回請求」という。)においても「生駒市は、中長期計画を早急に市民に開示するとともに、大阪ガスからの電力購入価格を開示し、いこま市民パワーから随意契約により電力を購入することによる生駒市のコストを算出し、市民に開示すべきである。また生駒市は、近々提出される中長期計画につき、進捗状況を管理・点検して、計画が実現できなければ根本的に政策の見直しを行うべきである。」との意見が付された。しかし、生駒市はこれらいずれも改善していない。①の中長期計画については着手したとされているが、令和2年9月議会において未着手であることが判明した。②の情報開示については請求人による当該開示情報の開示申立に対して、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会は令和2年10月7日の答申で、大阪ガスの営業上の秘密である内部管理情報であり、それを開示することにより、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがある

との理由で棄却すべきとの判断が出されたが、市民が出資する会社でありながら、パートナー事業者である民間会社の利己的な主張を認め、会社の経営状況の判断に不可欠な仕入れ値を知ることができないことは不当である。③については、生駒市は第2回請求の結果が出た後での毎日新聞の取材に対し、大阪ガスからの仕入れ価格の開示や、競争入札をした場合の価格との比較を行う考えがないことを改めて強調した。

生駒市長は、監査結果の求めに応じず、市民に当事業の政策効果を判断するための情報を提供しないまま、いこま市民パワーと契約を続けており、市民に政策実現の根拠を提示しない限り、市民は今後も毎年割高な電気料金の負担を強いられることとなる。

加えて、生駒市議会決算審査特別委員会は、決算の認定の際に平成29年度から3年連続で、生駒市長に対して電力調達の仕事執行について附帯意見を提出している。

5 求める措置内容

- (1) 生駒市長は、令和元年10月21日から令和2年9月9日までの間にいこま市民パワーに支払った電気料金の全額309,874,456円を返還すること。
- (2) 生駒市は、令和2年9月請求分以降のいこま市民パワーへの電気料金の支払いを停止すること。
- (3) 生駒市長は、株主間協定及び年度協定を直ちに解除し、電力供給契約について一般競争入札を行うこと。

第3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第7項の規定により、令和2年11月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から追加の証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

生駒市長が、生駒市の施設の電力調達について、いこま市民パワーと随意契約を更新し、その契約に基づき同社に対して令和元年10月21日から令和2年9月9日までの間に電気料金を支出したことが違法又は不当な行為であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市地域活力創生部SDGs推進課（以下「SDGs推進課」という。）を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また令和2年10月30日、同年11月17日に地域活力創生部次長、SDGs推進課長等から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

本件監査請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件監査請求書、事実証明書及び請求人の陳述内容並びに関係職員の事情聴取及びSDGs推進課から提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 随意契約に係る法令、規則など

ア 地方自治法第234条（抜粋）

第1項 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第2項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（以下略）

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）

自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

ウ 地方公営企業法施行令第21条の14第1項（抜粋）

随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

エ 生駒市契約規則第17条第1項

施行令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、第9条（一般競争入札の予定価格の決定等）の規定に準じ予定価格を定め、なるべく2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと認められるものについては、この限りでない。

オ 生駒市随意契約ガイドライン（要旨）

【策定の趣旨】

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項の対象となる可能性のある主な工事や委託の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事や委託は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

【第2 見積徴取について】

次のいずれかに該当する場合は、予定価格が5万円以上であっても見積徴取者数を1者とすることができるが、その場合は、原則として価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を添付するものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定されるとき

【第3 随意契約ガイドライン】

- (2) 施行令第167条の2第1項第2号の規定による場合(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)

B-3 市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものとの契約を必要とする場合

(2) 国及び生駒市の環境政策について

国は、平成10年に地球温暖化防止のため、国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにし地球温暖化対策に関する基本方針を定めた地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)を制定した。また、目指すべき低炭素社会の姿を具体的に示すために、低炭素社会への転換に向け、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市を環境モデル都市として選定することとした。

生駒市は、平成26年3月、国に先駆的な取組の提案を評価され、環境モデル都市として選定された。その後、生駒市は、平成27年1月に市域の温室効果ガス排出量を2006年度比で2030年度までに35%、2050年度までに70%を削減する目標を掲げる生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、これを地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置づけることとした。このアクションプランでは、生駒市の将来像を「市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市」とし、将来像を実現するべく5つの取組を推進することとした。この中で資源循環・エネルギー自給システムの構築が掲げられ、市域の住宅及び事業所などにおける分散エネルギー源(太陽光発電システム等)の導入・利用を促進し、災害時にも対応できるまちづくりを目指すとともに、市域に導入される分散型エネルギー源を面的に有効活用していくために、市域のエネルギー需給を管理する新電力・地域エネルギー会社の設立を検討することとした。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標であるSDGsが採択され、本市においても、平成31年3月に、SDGsの概念を踏まえ、第2次生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、「まち」「ひと」「経済」の三つの側面に個々の取組を再編し、「市民力」を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を先導していくこととしている。

生駒市は、令和元年度には環境省の補助事業(二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏のうち、地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業))を活用し、いこま市民パワーを中心とした新しい地産地消エネルギーモデルを検証する事業を実施し、いこま市民パワーは、その成果を踏まえ、令和2年11月には、令和3年度から10年後の長期ビジョンと5年後の目標などを示した「い

こま市民パワー中長期計画2021」（以下「中長期計画2021」という。）を策定した。

（3）地域エネルギー会社の設立について

生駒市は、平成28年6月に、地域エネルギー会社の要となる電力需給管理業務（電気の調達・販売の調整）を担う事業者を公募型プロポーザル方式で募集した。募集には、4者の応募があり、審査委員会による審査において最高得点を獲得した大阪ガスがパートナー事業者として特定された。評価の高かった点は、新規参入事業者としては国内最大規模の自社電源を保有し、市場価格より安価に長期的かつ安定的に電力を供給できる体制を有していること、エネルギー事業者として、需給管理や顧客管理等において豊富な事業経験と実績を有することなどとともに需給管理に係るインバランスリスクについても同社が負担する旨の提案があったこと等である。

生駒市は、地域エネルギー会社としていこま市民パワーを設立するため、平成29年7月7日、生駒市、大阪ガス、生駒商工会議所、南都銀行及び市民エネルギー生駒の5者で株主間協定及び平成29年度年度協定を締結し、平成29年7月18日にいこま市民パワーを設立した。同社への出資は、生駒市51%（765万円）、大阪ガス34%（510万円）、生駒商工会議所6%（90万円）、南都銀行5%（75万円）及び市民エネルギー生駒4%（60万円）となっている。

いこま市民パワーは、環境モデル都市である生駒市の環境政策の中核を担う存在であり、再生可能エネルギーの普及による低炭素まちづくりの推進に加え、地域経済の持続的な発展、生駒市の最大の財産の一つであり特徴である市民力をさらに活性化させるという主要課題の解決のために設立された株式会社である。そのため、いこま市民パワーは、その事業収益を原則として株主に配当せず、公益サービスの財源として用いることにより、市民生活の安全・安心、利便性等の向上及び地域の活性化を目指すとともに、新規の再生可能エネルギー電源の開発及び調達に積極的に取り組むことにより、生駒市地域の再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーの地産地消を推進することとしている。

株主間協定では、会社の基本理念、会社の概要、株主総会、取締役、協定当事者の会社における役割、重要事項の決定方法、剰余金の配当等の事項を定めている。平成29年度年度協定では、市民エネルギー生駒と新会社（いこま市民パワー）との電力卸契約、生駒市と新会社との電力卸契約、大阪ガスと新会社との電力卸及び電力需給管理契約、新会社と生駒市との電力小売契約等につき定めている。

（4）いこま市民パワーと生駒市の電力購入契約及びその随意契約の理由について

生駒市は、『「いこま市民パワー株式会社」との間における電力調達及び売電に関する方針』（以下「電力調達等に関する方針」という。）を定め、その中で、「本市の公共施設に係る電力の調達及び再生可能エネルギー等により発電した電力の売却については、いこま市民パワー株式会社と契約を締結することを原則とする。」と定めており、生駒市の電力購入はいこま市民パワーと随意契約を締結することを前提としている。

電力調達等に関する方針及びいこま市民パワーとの電力購入契約の起案書に添付された随意契約理由等によれば、いこま市民パワーとの随意契約について、その利益を地域活性化に還元する等のいこま市民パワーの公益性、生駒市の環境及び地域経済に係る主要な政

策課題の解決に大きく資すること、市外に流出していた電気料金の一部が利益や新たな雇用等を通じて地域内で循環する経済効果が見込まれること、生駒市のみならず民間事業者や一般家庭から再生可能エネルギーを最優先で調達することにより低炭素化に寄与すること、出資者に市民団体が参画し利益の使途を市民が自ら考える場を創出等することにより市民が活躍し、協創するまちづくりへ寄与することが期待されること、そして、このような市民サービスを継続的に展開し、市民の信頼を得て同社を支援する市民を増やすためには、公共施設への電力供給をベースとした一定の事業規模を確保することにより、いこま市民パワーの経営を安定化することが最も有効かつ合理的であるとしている。

調達価格については、対象施設全体の平成28年度における電気料金の負担総額に大きな変動が生じない水準で、電力取引の市場水準、一般電気事業者(関西電力)の価格水準等の動向を注視しながら、毎年度見直しを行うことにより価格の合理性を継続的に確保する体制をとるとしている。

以上の理由により、生駒市長は、いこま市民パワーとの電力購入契約が、随意契約ができる場合を列挙した施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき)の規定に該当するとして、対象施設の所管課の合議を経て、別表2のとおり契約を更新し、当該電力購入契約に基づき電気料金を支出した。

(5) 電気料金の単価について

電気料金は、基本料金、従量料金に加え、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税の合計金額となっている。基本料金及び従量料金は小売電気事業者が決定し、燃料費調整単価は財務省の貿易統計価格から毎月計算され、再生可能エネルギー発電促進賦課金は年度ごとに全国一律の単価として国が定めるものである。

電気料金は、使用電力量、施設の性質に応じた利用形態、稼働時間のピークの傾向、負荷率、電気設備の状況等によって変化するが、生駒市はいこま市民パワーからの契約書案(高圧分野)及び電気供給約款(低圧分野)により、関西電力が公表している標準的な料金プランにより算出した電気料金より安価であることを確認のうえ、契約期間を1年として電力購入に係る契約をした(契約単価などは別表2(注)契約種別についてのとおり)。

また、いこま市民パワーの売電単価と全国平均については別表3のとおりである。

なお、本件監査請求対象行為の期間後であるが、いこま市民パワーは、低圧分野の電気料金について、令和2年9月(同年10月検針日より適用)に主に家庭向けの料金プラン、同年11月(同年12月検針日より適用)に主に事業所向けの料金プランの減額改定を実施しており、いずれも関西電力と比較して安価となっている。また、いこま市民パワーは、高圧分野の電気料金について、令和2年11月(令和3年1月1日以降検針分より適用)に平均約3%減額する改定を実施し、これにより、旧料金プランでは関西電力の標準的な料金プランと比較して約5.2%程度安価であったと想定されるところが、新料金プランで約7.9%程度安価となると想定される。

(6) 他自治体の状況

SDGs推進課から提出された資料によると、県内各市における本庁舎の電力調達の状況は別表4のとおりであり、全国の自治体新電力を設立している自治体の本庁舎の電力調達状況は別表5のとおりである。

(7) いこま市民パワーの事業報告・決算報告及び事業計画について

ア 令和元年度事業報告及び決算報告（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

①調達電力及び供給電力

- ・調達電力 合計27,503,584 kWh
 - (内訳) バイオマス発電 1,958,700 kWh (約 7.1%)
 - 太陽光発電 560,495 kWh (約 2.0%)
 - 小水力発電 347,770 kWh (約 1.3%)
 - 大阪ガス 24,636,620 kWh (約89.6%)
- ・供給電力 合計26,616,483 kWh
 - (内訳) 市内公共施設
 - 高圧(46施設) 25,229,640 kWh
 - 低圧(18施設) 490,694 kWh
 - (小計) 25,720,334 kWh (約96.6%)
 - 市内民間施設
 - 高圧(6施設) 584,901 kWh
 - 低圧(16施設) 311,248 kWh
 - (小計) 896,149 kWh (約 3.4%)

②決算報告

- ・売上高 441,112千円
- ・売上総利益 27,334千円
- ・営業利益 14,643千円
- ・経常利益 14,432千円
- ・当期純利益 11,043千円

③コミュニティサービス事業

生駒市内全小学校を対象に平成31年1月から導入した「登下校見守りサービス」について、新入生の無料期間を延長するサービスを拡張した。また、いこま環境フェスティバルやいこま魅力博など、生駒市が実施するイベントにおいて地域新電力の意義の啓発を図ったほか、参加者アンケートを通じて市民ニーズの把握に取り組んだ。

イ 令和2年度事業計画（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

①調達電力及び供給電力

- ・調達電力 合計28,046 MWh
 - (内訳) 太陽光発電 540 MWh (約 1.9%)
 - 小水力発電 350 MWh (約 1.2%)
 - 木質バイオマス電源 1,989 MWh (約 7.1%)
 - 大阪ガス 25,167 MWh (約89.7%)

(注：端数処理により比率の合計が100%にならない。)
- ・供給電力 合計26,803 MWh (年度末目標28,500 MWh)
 - (内訳) 市内公共施設 高圧(46施設) 低圧(17施設)
 - 市内民間施設 高圧(6施設) 低圧(18施設)

(注：事業計画では、供給電力量を区分して示していない。)

② 予定損益

・売上高	443,077千円
・売上総利益	30,878千円
・営業利益	14,724千円
・経常利益	11,724千円
・当期純利益	7,035千円

③ コミュニティサービス事業

令和2年度に策定する中長期計画に基づき、事業拡大のために必要となる経費を見据えながら、平成31年1月から開始している生駒市内全小学校を対象にした「登下校見守りサービス」について、新入生を対象とした無料期間を延長するサービスを継続して行う。

新たな取組みとして、生駒市が展開する、資源ごみの回収・リサイクル、健康づくり、農産物の移動販売、不用品交換等の様々な機能を持つ複合型コミュニティステーションの充実に向けた支援を行い地域コミュニティの充実を図る。また、市民等の参加によるワークショップ等を開催し、まちの課題やその解決策について意見集約し、市民ニーズに沿った効果的なコミュニティサービスの提供に努める。

(8) いこま市民パワーの中長期計画2021について

令和2年11月30日に、いこま市民パワーは中長期計画2021を策定し、10年後を見据え、電力事業の安定収益をベースに地域課題解決と市民活躍の受け皿となる「まちづくり会社」を目指すことを長期ビジョンとして掲げている。

長期ビジョンをもとに、5年後の再生可能エネルギー比率の目標を約40%にすることとし、地域の再生可能エネルギーを最優先で調達するため、民間主導で新設を予定（令和6年1月竣工予定）している木質バイオマス発電所からの電力調達、家庭の卒FIT電気の獲得、市内事業者が設置する太陽光発電（FIT電源）の活用推進、定置型太陽光発電の整備候補地の探索を継続し、更なる再エネ・地産比率の向上を目指すとしている。また、5年間で一般家庭への供給件数を450件に拡大することを目標として設定、経営の安定化を優先し、雇用者数も6人に増員することを想定している。

その上で、コミュニティサービスの充実を図り、収益を地域に還元するための取組みを進めていくことで、生駒市と緊密に連携しながら、地域課題の解決と生活利便性の向上を図り、SDGs未来都市の実現に貢献していくため、これまで実施してきた子育て支援サービスを継続するとともに様々な取組みを実施する計画となっている。

2 判断理由

(1) 随意契約の許容性

地方公共団体における契約の方法としては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りがあるが（自治法第234条第1項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限りできる（同条第2項）。自治法では、一般競争入札が原則であり、その他の方法は例外的なものとされている。これは、契約に関する機会均等（公平性）及び価格の有利性の確保という観点からは、一般競争入札が優れてい

るためである。施行令第167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を第1号から第9号まで列挙しているが、これらのいずれかに該当しない限り、随意契約は締結できないと解される。

施行令第167条の2第1項第2号では、随意契約によることができる場合として「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」という事由を掲げている。これについては、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合は、施行令第167条の2第1項第2号に該当すると解すべきであるとされる。そして、該当するか否かは契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている自治法及び施行令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解されている（昭和62年3月20日最高裁判所第二小法廷判決）。上記裁判例は、ごみ処理施設の建設工事請負契約を相手方の資力、信用、技術、経験などを検討のうえ随意契約の方法で行ったことに違法性はないとした事案であるが、当該契約自体では必ずしも地方公共団体にとって有利とはいえないが、特定の相手方と契約することによって他の政策遂行上の利点が見込めるような場合も同項第2号に該当すると考えられる。生駒市随意契約ガイドラインが「B-3 市の施策(福祉健康施策・商工業振興施策等)の中で位置づけられるため特定のものと契約を必要とする場合」を施行令第167条の2第1項第2号の事由として掲げているのは同趣旨と解される。

生駒市は、住宅都市が目指すべき環境モデルを提案し、国から高い評価を得たことにより平成26年3月に環境モデル都市として選定された。平成27年1月には、「日本一環境にやさしく住みやすいまち」を目指して生駒市環境モデル都市アクションプランを策定し、平成29年7月、低炭素まちづくり、地域経済の持続的な発展、市民力の活性化という生駒市の主要な課題を解決することを政策目的として、大阪ガスを含む5者間で株主間協定及び平成29年度年度協定を締結し、上記政策実現の中核を担う組織である地域エネルギー会社・いこま市民パワーを設立した。そして、このいこま市民パワーが地域エネルギー会社として持続的に活動していくには、一定の事業規模を確保することが求められることから、政策を主体的に遂行する生駒市が同社から優先的に電力を購入することが必要であると認められる。したがって、生駒市の政策を遂行するために設立したいこま市民パワーと電力購入に係る随意契約を締結することは、不当に高額な電力購入が継続されるなど随意契約の内容が明らかに違法又は不当であるとか、政策・施策が明らかに不合理であると認められるような場合を除き、直ちに違法又は不当であるということとはできないと考える。

(2) いこま市民パワーからの電力購入価格について

請求人は、生駒市長が近隣自治体の入札結果と比べ高額な電力をいこま市民パワーから購入しており、また見積書を徴せず随意契約を締結していることは違法であると主張する。これに対し、生駒市は、電気料金は契約電力、使用量、負荷率、時間帯等の諸条件によって異なるものであり、請求人が示す近隣自治体の落札率や落札価格を機械的に当てはめ、生駒市の電力購入価格と比較することは不適切であるという。

しかし、生駒市でもいこま市民パワーから電力を購入する以前は一般競争入札をすることによって電力購入価格を低減してきている。また、別表4は生駒市が調査した県内各市の平成28年度から令和2年度までの本庁舎の電力調達単価である。生駒市の電力購入単価は平成28年度（19.62円/kWh）から令和2年度（18.10円/kWh）まで1.52円/kWhが低減されただけであるが、奈良市では平成28年度（23.50円/kWh）から令和2年度（16.46円/kWh）まで7.04円/kWhが低減されており、その他の市でも生駒市より低減額は大きくなっている。入札を実施することで、より安価に電力を購入できる蓋然性は高く、生駒市がいこま市民パワーから随意契約により電力を購入することは一般競争入札に比し、価格面において有利とはいえないと考えられる。

しかしながら、生駒市は、いこま市民パワーと随意契約を締結した初年度の平成29年度には、電力調達等に関する方針に従い、「対象施設全体の平成28年度における電気料金の負担総額に大きな変動が生じない水準」となるように契約を締結し、契約更新時においても、関西電力が公表する標準的なプランにより算出した価格よりも低い価格であることを確認して契約を更新しているとのことであり、一定の基準を設定し、電力購入価格の経済的合理性を確保するための検討を行なっている。生駒市は、自らが主導して設立したいこま市民パワーによる電力事業を通じて、低炭素まちづくり、地域経済の持続的な発展及び市民力の活性化等の政策を達成することを目指している。生駒市は、このような政策目的を遂行するための組織であるいこま市民パワーを支援するために随意契約により電力を購入しているが、購入に当たり上記のような一定の基準を設定し価格決定の恣意性が排除されている場合は、不当に高額な契約が継続していると認められるような場合を除き、一般競争入札に比し価格面で生駒市に不利になるとしても、同社との随意契約を違法又は不当ということはできないと解される。本件において、県内自治体の電力調達単価（別表4）から推測して、生駒市が県内の他市に比べある程度は高額な電力を購入していると推測される。しかし、全国の小売電気事業者の売電単価平均（別表3）と比較すると、生駒市の電力購入価格を現時点で不当に高額であるとまではいえないと考える。また、生駒市は、他の自治体が設立した新電力会社からの本庁舎の電力調達価格を別表5で提示し、これらの自治体の中では比較的安価で調達できていることを示すが、同表に掲げる事例は全て随意契約による調達価格であり、一般競争入札による調達価格ではないものの、政策目的により随意契約が締結された場合の各自治体の電力購入価額との比較において、生駒市の電力購入価額が不当に高額とまではいえないことを示す一つの資料といえる。

見積書の徴取については、いこま市民パワーから徴取したのみであったが、生駒市随意契約ガイドラインでは、「契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時」は見積徴取者数を1者とすることができ、その場合は原則として価格の妥当性を証する資料

(積算資料、類似契約資料等)を添付することとなっている。本件の随意契約は、生駒市の政策目的から電力購入契約の相手方がいこま市民パワーに特定されており、見積徴取者数は1者で足りる。また、電力供給契約の更新に係る起案文書には、関西電力が公表する標準的な料金プランより安価であることを示す書面が添付され、価格の妥当性について一定の確認を行っていることと認められることから、生駒市契約規則及び生駒市随意契約ガイドラインに反しているとはまではいえないと考える。

(3) 政策目的との関係について

ア 請求人は、いこま市民パワーは当初平成28年6月に地域新電力会社のパートナー事業者を公募した際の参考資料として添付された「生駒市地域新電力事業計画書(案)」において、会社設立1年目から地産地消率が20%になると示されているにもかかわらず、令和元年度の調達電力の地産率は3.30%であり、市の政策を後回しにして自社の利益を上げることが優先していると主張する。

しかしながら、「生駒市地域新電力事業計画書(案)」は、素案であり、最終的には生駒市とパートナー事業者が協議の上で内容を最終決定するとされているものであり、同計画に記載されている数値を判断の基準とすることはできない。中長期計画2021によれば、4年後の令和6年度には、民間主導の木質バイオマス発電による電力調達により、再生可能エネルギー比率及びその地産率はそれぞれ43.3%に達する計画となっている。同様に、中長期計画2021では令和3年度以降に家庭用卒FIT電気の獲得や市内事業者による太陽光発電を活用し地域の再生可能エネルギーを最優先で調達するとしており、地産地消の政策目的について、明らかに不合理と認められる事情はない。

イ 請求人は、いこま市民パワーの利益についても、市民のためのコミュニティサービス事業で還元するといいつながら、令和元年度の純利益11,043,358円のうち、いこま市民に還元されたのは、登下校見守りサービスの補助金額211,667円であり、利益還元率は1.9%にすぎない結果となっていると主張する。

たしかに、現時点におけるいこま市民パワーのコミュニティサービス事業への還元率は低いと言わざるを得ないが、設立初期段階において経営基盤の安定化を優先したとしても不合理とはいえず、利益は、株主に配当されずにいこま市民パワーに留保されている状況であり、将来的な還元が見込まれる。中長期計画2021において、コミュニティサービスとして、既の実施している登下校見守りサービスを継続するほか、「100の複合型コミュニティの充実に向けた支援」などの新たな取組みの実施などが計画されており、コミュニティサービス事業への還元の政策目的についても、明らかに不合理と認められる事情はない。

ウ なお、上記に加えていこま市民パワーの政策目的とされる再生可能エネルギー比率については、いこま市民パワーの令和元年度事業報告書では、木質バイオマス電源の獲得により再生可能エネルギー比率が10.4%になり、中長期計画2021では、5年後に約40%を計画しており、当該政策目的についても、明らかに不合理と認められる事情はない。

(4) まとめ

以上のとおり、いこま市民パワーと電力購入に係る随意契約を更新した生駒市長の判断は、現時点では不合理とまではいえず、市長の裁量を逸脱又は濫用して契約を更新したと

は認められない。したがって、生駒市といこま市民パワーとの電力購入に係る随意契約の更新は違法又は不当とはいえず、これに伴う電気料金の支出も違法又は不当とはいえない。

よって、生駒市長がいこま市民パワーと随意契約を更新し、同契約に基づき電気料金を支出したことに係る請求人の主張には理由がないことから、主文のとおり決定する。

第5 意見

本件監査請求については棄却するが、第1回請求及び第2回請求の補足意見に対する生駒市の対応について次のとおり意見を述べる。

- (1) 本件監査請求に関しては、監査対象としての電力購入期間は異なるが、同趣旨の第1回請求及び第2回請求が行われ、第1回請求は平成31年1月28日に棄却したものの補足意見を付した。その補足意見において、①生駒市が低炭素まちづくり、地域経済の持続的な発展、市民力の活性化などの目標を掲げていこま市民パワーを中心として政策を実行するためには、いこま市民パワーが販売する電力量・契約数、地産地消率、再生可能エネルギー導入率、収支計画などの具体的な指標や数値目標を含めた中長期的なロードマップを作成し、市民や市議会に情報提供すべきこと、②電力価格の妥当性を検証するために大阪ガスから購入している電力価格を関係当事者と協議して開示するようにすべきであること、③一般競争入札によった場合の電力購入価格を検証し、生駒市がいこま市民パワーから随意契約により購入する電力価格と比較して、生駒市が負担するコストを示すことを求めた。第2回請求は、令和元年12月27日に棄却したものの意見を付した。その意見において、①の中長期計画の策定には着手しているが、②、③は対応していないことを指摘し、再度、対応を求めるとともに、中長期計画については早急に市民に開示し、その進捗状況を管理・点検して、計画が実現できなければ根本的に政策の見直しを行うよう求めた。
- (2) 上記のうち①の中長期計画の策定については、生駒市は、環境省の補助事業を活用し、いこま市民パワーを中心とした新しい地産地消エネルギーモデルを検証する「FIT切れ太陽光を活用した地産地消エネルギーモデル調査検討業務」（令和2年2月28日付最終報告書）を実施し、いこま市民パワーは、その成果を踏まえ令和2年11月30日に令和3年度から10年後の長期ビジョンと5年後の目標などを示した中長期計画2021を策定したところである。今後、生駒市は、中長期計画2021の進捗状況を管理・点検し、達成度合について評価し、電力調達及び電力供給の各比率の達成度合い等を毎年公表し、市民に生駒市の政策の進捗状況と正当性を明らかにするよう、適切な対応をしていくことが求められる。②の大阪ガスがいこま市民パワーに供給している電力単価の開示については、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会の令和元年9月13日付け答申において、大阪ガスが供給している電力価格につき不開示が相当とされており、開示がなされていない状況であるが、生駒市民にとって不利益にならないよう、可能な限り透明性を確保すべきである。③の一般競争入札によった場合の電力購入価格の検証自体は行われていないものの、県内各市の本庁舎等の電力調達価格に関する資料（別表4）や自治体新電力を設立している全国の自治体の情報（別表5）が生駒市から提出され、このような情報収集を行っているという点については前向きな姿勢が認められる。生駒市としては、政策の有効性、実効性の証明責任は、市民にあるのではなく、政策を立案し実行する生駒市側にあること

を自覚し、いこま市民パワーからの電力購入価格の妥当性の検証を常に行うとともに、市民の判断に資するそれらの情報を積極的に公表すべきである。

以上

(別表 1)

A: 競争入札に抛らなかったため生駒市が損失した金額 (単位:円)

契約種別	いこま市民パワー 電気料金 (A)	関西電力 標準価格 (B)	×加重平均落札率 64.4% (C)	いこま市民パワー との差額(A)-(C)
低圧	11,657,080	11,657,080	7,507,159	4,149,920
高圧	245,716,170	267,667,599	172,377,934	73,338,236
合計	257,373,250	279,324,679	179,885,093	77,488,157

(請求人提出資料を引用)

B: 令和 2 年 9 月 4 日一般質問答弁の標準価格の 5%減での購入を適用した場合の損失金額

(単位:円)

契約種別	いこま市民パワー 電気料金 (A)	関西電力 標準価格 (B)	×加重平均落札率 64.4% (C)	いこま市民パワー との差額(A)-(C)
合計	257,373,250	270,919,211	174,471,972	82,901,278
合計	309,874,456	326,183,638	210,062,263	99,812,193

上段は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金分を含まない額

下段は、全支払金額に対する損失額

(請求人提出資料を引用)

(別表2)

いこま市民パワーからの電力購入一覧(令和元年10月21日支払分～令和2年9月9日支払分)

契約年月日	供給開始	施設名	支払金額 (R1.10.21-R2.9.9 支払分) (円)	契約 種別	備考
H29.11.30	H29.12～	生駒市役所	15,639,512	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	エコパーク21	31,593,496	高圧 B	
H29.11.30	H29.12～	市民活動推進センター	729,727	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	アコールいこまやい館	2,030,742	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	清掃リレーセンター	3,132,003	高圧 B	
H29.11.30	H29.12～	小平尾南児童館	474,360	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	セラビーいこま	5,176,255	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	学校給食センター	4,148,734	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	壱分小学校	3,970,157	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	上中学校	4,013,913	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南中学校	1,765,021	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒小学校	3,035,802	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	光明中学校	3,543,329	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	俵口小学校	2,932,165	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	緑ヶ丘中学校	2,691,888	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒中学校	3,409,478	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	大瀬中学校	2,718,789	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	あすか野小学校	3,162,745	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒台小学校	3,034,047	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	桜ヶ丘小学校	3,943,257	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南小学校	2,706,403	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	真弓小学校	2,422,990	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	鹿ノ台小学校	1,972,232	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	鹿ノ台中学校	1,175,011	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒南第二小学校	2,433,340	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	生駒東小学校	1,739,213	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	教育支援施設	1,763,641	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	中保育園	2,222,017	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	ひがし保育園	1,476,775	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	コミュニティセンター	11,243,350	高圧 E	
H29.11.30	H29.12～	消防本部	3,599,677	高圧 A	
H29.11.30	H29.12～	消防北分署	1,910,195	高圧 A	
H29.11.30	H29.12～	竜田川浄化センター	28,725,254	高圧 D	
H29.11.30	H29.12～	山田川浄化センター	12,658,571	高圧 D	
H29.12. 1	H29.12～	真弓浄水場	23,040,518	高圧 D	
H29.12.28	H30.3～	高山中継ポンプ場	1,693,131	高圧 E	
H29.12.28	H30.3～	生駒北小・中学校	3,438,271	高圧 A	
H30. 2. 6	H30.4～	生駒幼稚園	1,546,225	高圧 A	
H30. 3.30	H30.4～	山崎浄水場	78,900,534	高圧 E	
H30. 5.28	H30.6～	ひかりが丘配水場	2,007,369	高圧 D	
H30. 5.28	H30.6～	滝寺配水場	3,690,606	高圧 D	
H30. 2. 1	H30.8～	新小瀬中継所	5,326,364	高圧 D	
H29.11.30	H29.12～	火葬場	370,713	低圧 H	
			650,050	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	歓喜の湯(足湯)	83,435	低圧 F	
			60,578	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	小平尾保育園	462,238	低圧 H	
			894,062	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	なばた幼稚園	474,799	低圧 H	
			182,302	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	桜ヶ丘幼稚園	319,064	低圧 H	
			322,752	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	高山幼稚園	86,667	低圧 H	
H29.11.30	H29.12～	壱分幼稚園	486,086	低圧 H	
			153,032	低圧 I	

H29.11.30	H29.12～	俵口幼稚園	282,635	低圧 H	
			197,093	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	あすか野幼稚園	410,912	低圧 H	
			204,965	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	生駒台幼稚園	542,650	低圧 H	
			326,337	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	消防署南分署	1,142,592	低圧 H	
			782,682	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	生駒市消防署本署 救急施設	587,640	低圧 H	
H29.11.30	H29.12～	南北田原中継ポンプ場	108,866	低圧 F	
			1,263,621	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	北大和第1中継ポンプ場	45,607	低圧 F	
			777,030	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	北大和第2中継ポンプ場	15,925	低圧 F	
			771,652	低圧 I	
H29.11.30	H29.12～	ひかりが丘北田原第2中継ポンプ場	80,737	低圧 F	
			740,095	低圧 I	
H31.4.1	H31.4～	長楽デイサービス	46,588	低圧 H	
			194,640	低圧 I	
合 計			309,905,152		

※SDGs推進課から提出された資料をもとに作成しているため、支払金額は監査請求書に添付の資料とは整合しない。

(注)契約種別について

各契約は契約日から効力を発し、終了期日は適用開始日から1年後の日の前日とし、各料金には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含まれない。夏季とは7月1日から9月30日までの期間とし、それ以外の期間をその他季とする。その他の事項は各電気供給約款による。

各電気供給契約の料金表は以下のとおり。

高圧A契約		(消費税等相当額込)	
		単価	
基本料金		1,765.50 円/kW/月	
電力量料金	夏季	14.39 円/kWh	
	その他季	13.32 円/kWh	

高圧B契約		(消費税等相当額込)	
		単価	
基本料金		1,897.50 円/kW/月	
電力量料金	夏季	12.99 円/kWh	
	その他季	12.05 円/kWh	

高圧D契約		(消費税等相当額込)	
		単価	
基本料金		1,897.50 円/kW/月	
電力量料金	夏季	11.96 円/kWh	
	その他季	11.96 円/kWh	

高圧E契約		(消費税等相当額込)	
(契約電力 500kW 未満・予備電力なし)			
		単価	
基本料金		599.50 円/kW/月	
電力量料金	夏季	17.53 円/kWh	
	その他季	16.47 円/kWh	

高圧E契約		(消費税等相当額込)	
(契約電力 500kW 未満・予備電力あり)			
		単価	
基本料金		1,386.00 円/kW/月	
電力量料金	夏季	14.93 円/kWh	
	その他季	13.82 円/kWh	
予備電力 (予備線)	基本料金	75.90 円/kW/月	

※ 高山中継ポンプ場

高圧E契約		(消費税等相当額込)	
(契約電力 500kW 以上・予備電力あり)			
		単価	
基本料金		1,666.60 円/kW/月	
電力量料金	夏季	12.18 円/kWh	
	その他季	11.30 円/kWh	
予備電力 (予備電源)	基本料金	148.50 円/kW/月	

※ 山崎浄水場

低圧F契約(従量電灯)

(消費税等相当額込)

		単位	料金単価		
			R1.10- R2.3	R2.4-R2.8	R2.9-R2.10
最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	341.02 円	327.65 円	295.00 円
電力量料金	15~120kWh	1kWh	20.32 円	19.76 円	19.79 円
	120~300kWh		25.80 円	26.19 円	24.66 円
	300kWh 超過		29.29 円	29.94 円	28.10 円

低圧H契約(従量電灯)

(消費税等相当額込)

		単位	料金単価		
			R1.10- R2.3	R2.4-R2.8	R2.9-R2.10
基本料金		1kVA	396.00 円	388.80 円	396.00 円
電力量料金	0~120kWh	1kWh	17.92 円	17.40 円	17.92 円
	120~300kWh		21.21 円	21.68 円	21.21 円
	300kWh 超過		24.21 円	24.95 円	24.21 円

低圧I契約(動力契約)

(消費税等相当額込)

		単位	料金単価		
			R1.10- R2.3	R2.4-R2.8	R2.9-R2.10
基本料金		1kW	1,078.00 円	1,058.40 円	1,078.00 円
電力量料金	夏季	1kWh	14.62 円	14.82 円	14.62 円
	その他季		13.13 円	13.37 円	13.13 円

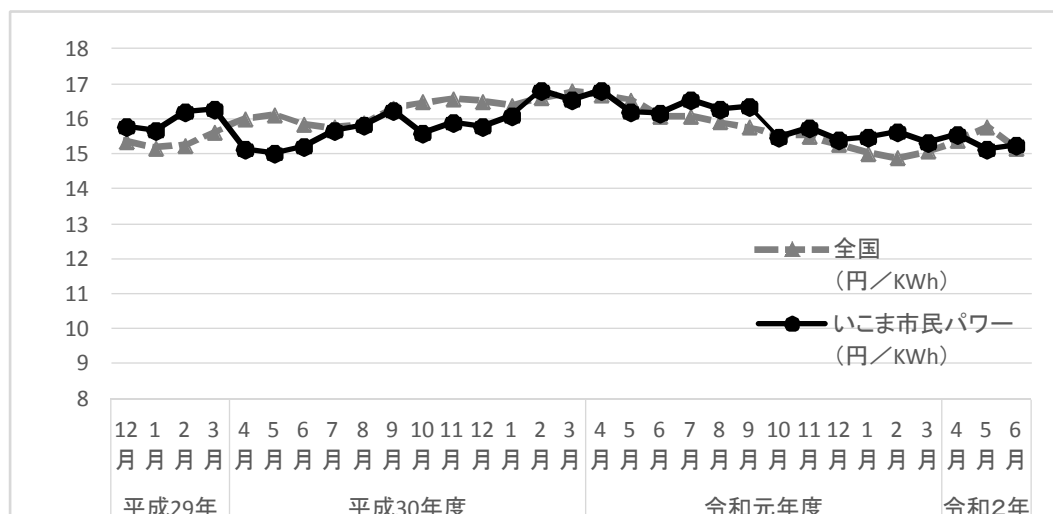
低圧I契約は、低圧F契約又は低圧H契約の従量電灯契約を同一の需要場所で、同一人が契約している場合、併せて契約できる。

(SDGs推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表3) いこま市民パワーと全国平均の比較

		いこま市民パワー (円/KWh)	全国平均 (円/KWh)	全国比(%)
		①	②	(①-②)/②
平成 29 年度	12 月	15.82	15.40	2.7
	1 月	15.70	15.20	3.3
	2 月	16.23	15.28	6.2
	3 月	16.31	15.66	4.1
平成 30 年度	4 月	15.15	16.05	-5.6
	5 月	15.06	16.15	-6.7
	6 月	15.25	15.87	-3.9
	7 月	15.70	15.79	-0.6
	8 月	15.84	15.90	-0.4
	9 月	16.28	16.35	-0.4
	10 月	15.60	16.52	-5.6
	11 月	15.92	16.61	-4.1
	12 月	15.79	16.54	-4.5
	1 月	16.11	16.42	-1.9
	2 月	16.82	16.64	1.1
	3 月	16.56	16.83	-1.6
令和元年度	4 月	16.82	16.72	0.6
	5 月	16.24	16.58	-2.0
	6 月	16.17	16.10	0.4
	7 月	16.55	16.12	2.7
	8 月	16.31	15.94	2.3
	9 月	16.37	15.79	3.6
	10 月	15.51	15.55	-0.2
	11 月	15.77	15.55	1.4
	12 月	15.43	15.30	0.8
	1 月	15.49	15.06	2.9
	2 月	15.67	14.92	5.0
	3 月	15.33	15.10	1.5
令和2年度	4 月	15.56	15.41	1.0
	5 月	15.17	15.82	-4.1
	6 月	15.26	15.18	0.5
平均		15.97	16.14	-0.1

※全国の電気料金単価は、一般社団法人エネルギー情報センター(EIC) 資料から作成
(<https://pps-net.org/unit>)
※料金単価に、消費税及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。



(SDGs推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表4) 奈良県内自治体の本庁舎等の電力調達単価

対象施設		項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
生駒市	本庁舎	実請求額(円)	16,295,532	15,598,823	15,270,869	14,968,583	7,006,554	69,140,361
		電気使用量(kWh)	830,756	841,571	819,656	794,338	387,003	3,673,324
		料金単価(円/kWh)	19.62	18.54	18.63	18.84	18.10	18.82
奈良市	本庁舎	実請求額(円)	57,876,962	40,718,906	38,589,891	39,821,960	20,651,933	197,659,65
		電気使用量(kWh)	2,463,258	2,420,408	2,463,839	2,518,630	1,254,857	11,120,992
		料金単価(円/kWh)	23.50	16.82	15.66	15.81	16.46	17.77
大和高田市	本庁舎	実請求額(円)	13,334,334	10,454,096	8,499,785	8,460,178	4,258,845	45,007,237
		電気使用量(kWh)	643,658	614,960	592,939	618,660	295,543	2,765,760
		料金単価(円/kWh)	20.72	17.00	14.34	13.68	14.41	16.27
大和郡山市	本庁舎	実請求額(円)	16,529,455	16,592,057	11,162,701	12,287,588	6,086,677	62,658,479
		電気使用量(kWh)	797,697	807,309	784,882	753,022	353,208	3,496,118
		料金単価(円/kWh)	20.72	20.55	14.22	16.32	17.23	17.92
天理市	本庁舎	実請求額(円)	21,051,494	19,843,710	12,223,119	11,220,509	5,816,004	70,154,837
		電気使用量(kWh)	860,740	884,375	833,976	812,588	394,338	3,786,017
		料金単価(円/kWh)	24.46	22.44	14.66	13.81	14.75	18.53
橿原市	本館	実請求額(円)	17,808,346	15,370,447	9,625,441	9,075,601	5,852,925	57,732,760
		電気使用量(kWh)	851,776	822,465	659,866	675,291	369,906	3,379,304
		料金単価(円/kWh)	20.91	18.69	14.59	13.44	15.82	17.08
	西館	実請求額(円)	1,804,701	1,579,949	1,280,970	1,202,223	808,494	6,676,337
		電気使用量(kWh)	78,464	80,056	79,691	76,764	47,456	362,431
		料金単価(円/kWh)	23.00	19.74	16.07	15.66	17.04	18.42
	北館	実請求額(円)	4,542,691	4,118,416	3,458,215	3,141,554	1,671,463	16,932,340
		電気使用量(kWh)	191,083	185,132	155,162	148,692	78,524	758,593
		料金単価(円/kWh)	23.77	22.25	22.29	21.13	21.29	22.32
	合計	実請求額(円)	24,155,738	21,068,812	14,364,626	13,419,378	8,332,882	81,341,437
		電気使用量(kWh)	1,121,323	1,087,653	894,719	900,747	495,886	4,500,328
		料金単価(円/kWh)	21.54	19.37	16.05	14.90	16.80	18.07
桜井市	本庁舎	実請求額(円)	12,221,882	11,209,163	7,921,775	3,692,018	-	35,044,837
		電気使用量(kWh)	654,628	589,415	586,682	302,841	-	2,133,566
		料金単価(円/kWh)	18.67	19.02	13.50	12.19	-	16.43
香芝市	本庁舎	実請求額(円)	7,111,879	6,418,480	6,773,172	5,089,203	2,900,931	28,293,665
		電気使用量(kWh)	307,676	305,289	322,590	312,462	193,480	1,441,497
		料金単価(円/kWh)	23.11	21.02	21.00	16.29	14.99	19.63
五條市	本庁舎	実請求額(円)	6,845,869	6,280,374	5,142,204	4,942,359	2,472,743	25,683,549
		電気使用量(kWh)	312,975	329,685	320,792	314,370	163,111	1,440,933
		料金単価(円/kWh)	21.87	19.05	16.03	15.72	15.16	17.82
御所市	本庁舎	実請求額(円)	10,206,962	5,836,617	5,060,981	5,105,934	2,778,086	28,988,579
		電気使用量(kWh)	501,740	398,707	377,175	385,352	200,709	1,863,683
		料金単価(円/kWh)	20.34	14.64	13.42	13.25	13.84	15.55
葛城市	新庄庁舎	実請求額(円)	11,977,984	10,349,724	9,051,635	8,552,502	1,883,340	41,815,187
		電気使用量(kWh)	519,106	604,803	627,019	661,259	127,005	2,539,192
		料金単価(円/kWh)	23.07	17.11	14.44	12.93	14.83	16.47
	當麻庁舎	実請求額(円)	3,338,794	2,775,062	2,317,127	2,064,966	488,573	10,984,522
		電気使用量(kWh)	168,880	183,793	192,718	189,317	43,962	778,670
		料金単価(円/kWh)	19.77	15.10	12.02	10.91	11.11	14.11
	合計	実請求額(円)	15,316,779	13,124,787	11,368,762	10,617,468	2,371,913	52,799,709
		電気使用量(kWh)	687,986	788,596	819,737	850,576	170,967	3,317,862
		料金単価(円/kWh)	22.26	16.64	13.87	12.48	13.87	15.91
宇陀市	本庁舎	実請求額(円)	12,038,522	10,659,012	7,906,616	7,862,224	4,073,836	42,540,210
		電気使用量(kWh)	600,809	602,163	632,806	631,888	322,751	2,790,417
		料金単価(円/kWh)	20.04	17.70	12.49	12.44	12.62	15.25
料金単価(平均値)								17.42

※実請求額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額を含まない。

※令和2年度は4～9月の実績による

※桜井市における令和元年10月以降の実績は非公表

(SDGs推進課から提出された資料をもとに作成)

(別表5) 自治体新電力設立自治体における本庁舎の電力調達事例

○SDGs推進課調査による 調査対象:令和2年10月時点で本市が把握していた自治体新電力会社設立自治体50団体(R元年度分の有効回答は27団体) 調査内容:本庁舎(又は分庁舎)に係る平成29年4月~令和2年3月の調達実績													
自治体	自治体新電力	請求額(円)				電気使用量(kWh)				料金単価(円/kWh)			
		合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計	平成29年度	平成30年度	令和元年度
佐世保市	㈱西九州させぼパワーズ	10,329,817	-	-	10,329,817	802,217	-	-	802,217	12.88	-	-	12.88
福山市	福山未来エナジー㈱	71,576,866	-	-	71,576,866	4,496,508	-	-	4,496,508	15.92	-	-	15.92
奥出雲町	奥出雲電力㈱	10,710,818	4,287,357	3,353,749	3,069,712	629,124	225,697	205,574	197,853	17.02	19.00	16.31	15.52
豊後大野市	㈱ぶんごおおのエナジー	30,113,885	-	11,442,614	18,671,271	1,691,917	-	692,124	999,793	17.80	-	16.53	18.68
伊那市	丸紅伊那みらいでんき㈱	13,147,388	-	-	13,147,388	723,472	-	-	723,472	18.17	-	-	18.17
南島原市	㈱ミナサボ	2,734,341	-	2,734,341	-	149,182	-	149,182	-	18.33	-	18.33	-
生駒市	いこま市民パワー㈱	35,400,265	5,160,825	15,270,864	14,968,576	1,900,729	286,735	819,656	794,338	18.62	18.00	18.63	18.84
泉佐野市	(一財)泉佐野電力	54,066,291	18,986,311	17,582,012	17,497,968	2,854,464	957,734	946,082	950,648	18.94	19.82	18.58	18.41
松阪市	松阪新電力㈱	30,448,977	-	13,657,429	16,791,548	1,601,134	-	709,694	891,440	19.02	-	19.24	18.84
日置市	ひおき地域エネルギー㈱	10,814,016	-	3,133,495	7,680,521	559,505	-	151,720	407,785	19.33	-	20.65	18.83
米子市	ローカルエナジー㈱	54,219,215	17,844,728	18,170,696	18,203,791	2,784,750	920,453	944,041	920,256	19.47	19.39	19.25	19.78
加賀市	加賀市総合サービス㈱	17,269,081	-	-	17,269,081	865,518	-	-	865,518	19.95	-	-	19.95
香取市	㈱成田香取エネルギー	215,695,614	72,995,535	73,629,378	69,070,701	10,693,39	3,628,990	3,658,326	3,406,075	20.17	20.11	20.13	20.28
成田市	㈱成田香取エネルギー	215,695,614	72,995,535	73,629,378	69,070,701	10,693,39	3,628,990	3,658,326	3,406,075	20.17	20.11	20.13	20.28
所沢市	㈱ところざわ未来電力	77,941,364	-	23,054,137	54,887,227	3,799,302	-	1,144,192	2,655,110	20.51	-	20.15	20.67
深谷市	ふかやeパワー㈱	23,320,074	-	7,191,958	16,128,116	1,130,292	-	346,285	784,007	20.63	-	20.77	20.57
湖南省	こなんウルトラパワー㈱	31,447,193	16,641,852	14,805,341	-	1,506,106	748,594	757,512	-	20.88	22.23	19.54	-
銚子市	銚子電力㈱	27,940,476	-	9,246,631	18,693,845	1,337,390	-	445,283	892,107	20.89	-	20.77	20.95
小国町	ネイチャーエナジー小国㈱	19,008,215	5,715,094	6,246,212	7,046,909	905,354	277,438	297,138	330,778	21.00	20.60	21.02	21.30
亀岡市	亀岡ふるさとエナジー㈱	2,160,878	-	993,967	1,166,911	102,491	-	46,588	55,903	21.08	-	21.34	20.87
陸前高田市	陸前高田しみんエネルギー㈱	57,085,387	-	-	57,085,387	2,692,788	-	-	2,692,788	21.20	-	-	21.20
田川市	Cocoテラスたがわ㈱	27,130,195	3,612,833	11,940,360	11,577,002	1,271,757	177,608	561,134	533,015	21.33	20.34	21.28	21.72
みやま市	みやまスマートエネルギー㈱	29,148,739	9,315,103	10,019,975	9,813,661	1,321,734	453,682	438,153	429,899	22.05	20.53	22.87	22.83
東松島市	(一財)東松島みらいとし機構	31,689,879	11,022,391	10,478,905	10,188,583	1,430,097	509,717	471,233	449,147	22.16	21.62	22.24	22.68
磐田市	スマートエナジー磐田㈱	38,164,430	10,086,516	20,369,758	7,708,156	1,710,619	443,301	941,252	326,066	22.31	22.75	21.64	23.64
中之条町	㈱中之条パワー	14,577,418	4,804,655	4,814,066	4,958,697	616,040	190,799	209,054	216,187	23.66	25.18	23.03	22.94
睦沢町	㈱CHIBAむつざわエナジー	18,487,071	6,032,775	6,327,165	6,127,131	763,144	251,907	262,917	248,320	24.22	23.95	24.07	24.67
相馬市	そうまIグリッド(合同会社)	43,754,855	8,827,014	17,630,579	17,297,262	1,786,555	374,582	716,362	695,611	24.49	23.56	24.61	24.87
いちき串木野市	㈱いちき串木野電力	29,701,168	10,645,737	9,317,189	9,738,242	1,191,708	435,440	373,100	383,168	24.92	24.45	24.97	25.42
山形県	㈱やまがた新電力	138,826,356	44,958,111	46,195,210	47,673,035	5,416,452	1,739,112	1,804,770	1,872,570	25.63	25.85	25.60	25.46
合計	-	1,382,605.8	323,932,372	431,235,409	627,438,105	67,427,13	15,250,77	20,749,69	31,426,65	20.51	21.24	20.78	19.97

※請求額には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない

(SDGs推進課から提出された資料をもとに作成)